

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月14日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 真下 秀明

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

事務用椅子の調達及び搬入等

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～令和5年3月24日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 取扱細則第5条に規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

- (2) 令和04・05・06年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、物品の販売の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 入札説明書、契約書（案）、仕様書及び本件入札に必要なその他の書類（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。（非該当項目を除く。）
- (6) 納入予定の製品に係る「出荷証明書」（仕様書別紙3）及び仕様等が確認できる資料（製品カタログ等）を提出すること。
- (7) 提出された出荷証明書に基づき、採用の可否を機構が判断し、採用し得ると判断された者であること。

3. 入札者の義務

上記2.（2）の資格審査結果通知書の写し、（5）の個人情報管理状況調査票並びに（6）の出荷証明書（仕様書別紙3）及び仕様等が確認できる資料（製品カタログ等）を令和5年3月2日（木曜日）17時00分までに電子メール、FAX又は送付（必着）にて提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構

財務部経理課 担当 佐々木、菅

e-mail keiri@erca.go.jp

電話 044-520-9529 FAX 044-520-2132

- (2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から令和5年3月1日（水曜日）における平日10時00分～17時00分までの時間帯とし、電子メール、FAXにより上記（1）に以下の必要事項を記入の上、連絡すること（電子メール又はFAXによる交付が受けられない者は、上記（1）に連絡し、相談すること）

<必要事項>

件名：【入札説明書等希望】事務用椅子の調達及び搬入等

本文：①名称・商号

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX番号

- (3) 入札説明会の日時及び場所
開催しません。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和5年3月3日（金曜日）14時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

入札書の提出方法は、持参、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法による。なお、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）又は特定信書便の場合には、提出期限までに必着のこと。ただし、入札書以外の資料に係る提出方法は、電子媒体による提出も可とする。

特定信書便による提出を行う場合は、特定信書便事業者に該当する法人であることを確認すること。特定信書便事業者に該当する法人情報については総務省ホームページを確認すること。
(https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、入札書の提出方法について、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）又は特定信書便のみとすることがあります。その際には入札説明書等一式交付先に御連絡いたします。

6. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金に関する事項
免除する。

- (3) 入札の無効
本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書の作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法
当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次順位の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 詳細は入札説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなすこととする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第 5 条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

（平成 16 年 4 月 1 日細則第 20 号）

最終改正 令和 3 年 9 月 30 日細則第 10 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者を、一般競争、指名競争及び随意契約（以下「一般競争等」という。）に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- （6） 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。